

中城湾港港湾環境保全計画に関する アクションプラン 【令和3年度版】



令和5年6月



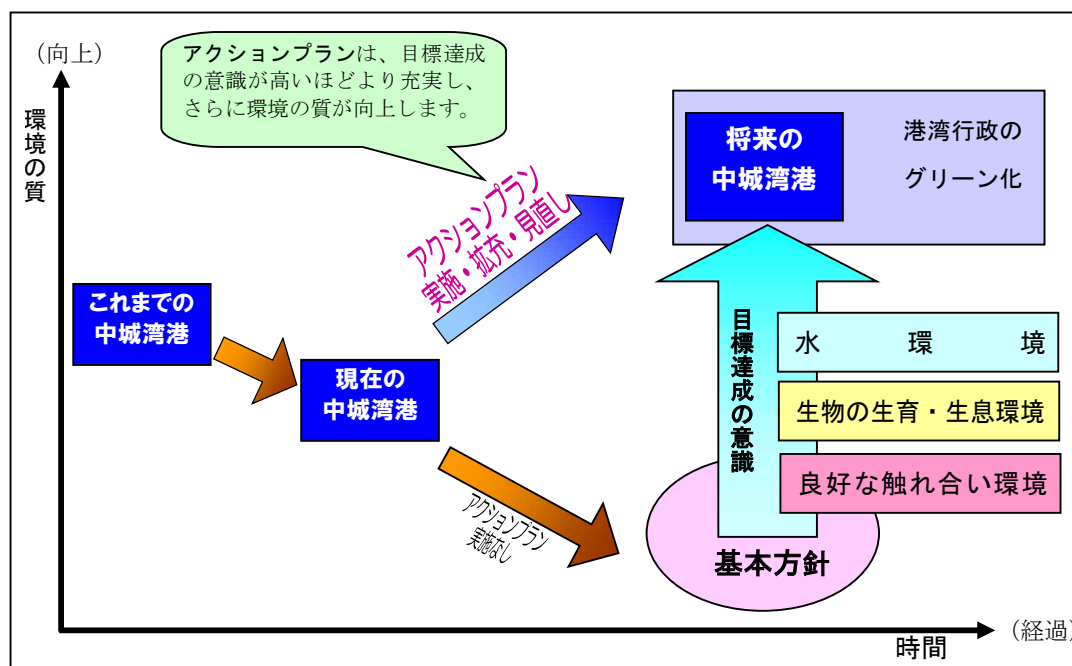
沖縄県

「中城湾港港湾環境保全計画」（平成 19 年 3 月、沖縄県）では、推進期間を平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間として、目標達成のためさまざまな取り組み（アクションプラン）を実施してきました。

平成 28 年度は、取り組み最終年でしたが、「中城湾港環境保全対策報告検討会」において延長が確認され、その結果、60 項目のアクションプランを 44 項目に見直し、平成 30 年度から 3 年間実施することとなりました。

本資料は、見直した 44 項目のアクションプランについて、具体的に整理したものです。

なお、実施状況については、沖縄県土木建築部港湾課のホームページに掲載します。



【表紙写真】

- 上段・左 マリン・タウン・プロジェクト（西原・与那原地区）
- 上段・右 うるま市 新港地区のトカゲハゼ（絶滅危惧 I A 類／環境省、沖縄県）
- 下段・左 沖縄市 泡瀬地区での自然観察会
- 下段・右 南城市 あざまサンサンビーチの全景

1. アクションプラン策定の背景及び経緯

中城湾港沿岸では、人口増加に伴って今後ますます人の活動が活発となり、環境負荷も増大すると予測されます。これまでも陸域及び海域において様々な環境保全対策が講じられてきましたが、海域ではCODの上昇や漁業生産量の減少が生じており、地元の人々からは「人工護岸や消波ブロックの存在のため、中城湾港は海辺に近づきにくい」という話もあります。

このような中城湾港における現状と課題を解決するため、「水環境」、「生物の生育・生息環境」、「良好な触れ合い環境」及び3つの観点に対する「共通」の観点から、中城湾港の目指す方向性に沿って、基本方針及び目標を設定しております。

さらに、課題解決のためには、関係行政機関等の横断的連携のもと、実行性のある対策を講じる必要があるため、アクションプランを策定しております。

《基本方針》

○水環境の観点

- 陸域からの汚濁負荷を削減する仕組みの構築と対策の推進
- 河川・湿地等が果たす緩衝機能の保全・創出

○生物の生育・生息環境の観点

- 生物多様性の保全及び生物資源の保持

○良好な触れ合い環境の観点

- 自然と触れ合う喜びの将来世代への継承

○共通の観点

- 多種多様な主体の連携による湾内環境の保全対策の推進及び維持管理体制の構築

(注) 基本方針は、今後、アクションプランの拡充・見直しを行う際の指針になります。

《目標》

○水環境の観点

- 海域へ流入する汚濁負荷の削減
- 海域におけるCOD上昇の抑制

○生物の生育・生息環境の観点

- 生物の生育・生息環境の保全

○良好な触れ合い環境の観点

- 良好な触れ合い環境の保全・創出並びに利活用の促進



2. アクションプランに取り組む関係行政機関

本アクションプランは、平成 28 年度にこれまでの 60 項目のアクションプランを見直し、下表に示す県及び沿岸 7 市町村の関係行政機関で構成する「中城湾港環境保全対策報告検討会」において 44 項目のアクションプランを策定しました。

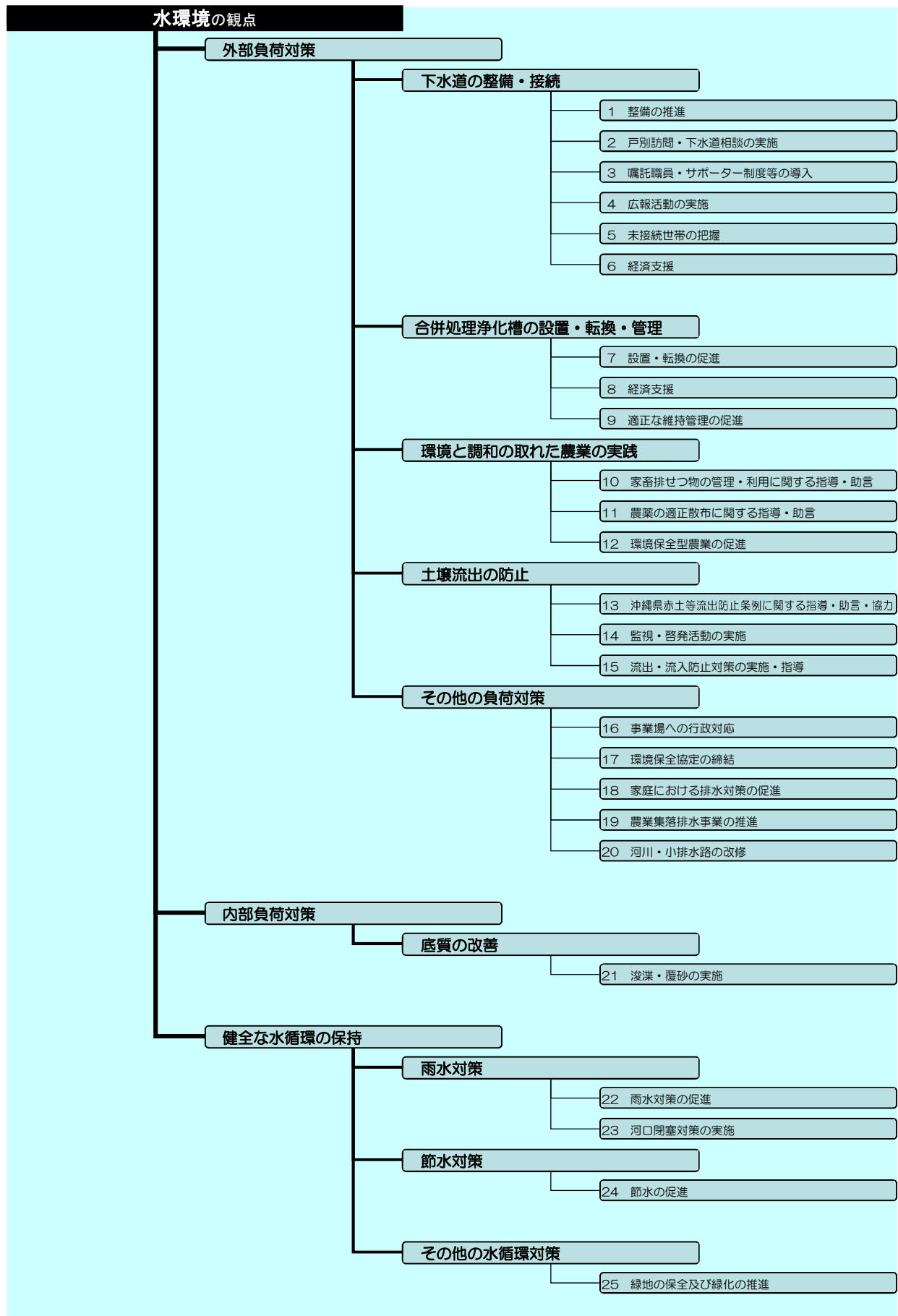
アクションプランの概要及び令和 3 年度における関係行政機関の取組み状況については、p6～9 に示します。

(順不同)

区分	部名	NO.	課名(所名)	電話番号
沖縄県	土木建築部	1	港湾課	(098) 866-2395
		2	河川課	(098) 866-2404
		3	下水道課	(098) 866-2248
		4	海岸防災課	(098) 866-2410
		5	下水道事務所	(098) 898-5988
		6	中部土木事務所	(098) 894-6515
		7	南部土木事務所	(098) 867-4891
	環境部	8	環境政策課	(098) 866-2183
		9	環境整備課	(098) 866-2231
		10	環境保全課	(098) 866-2236
		11	自然保護課	(098) 866-2243
		12	環境再生課	(098) 866-2064
	保健医療部	13	中部保健所 環境保全班	(098) 989-6610
		14	南部保健所 環境保全班	(098) 889-6846
	農林水産部	15	農地農村整備課	(098) 866-2285
		16	営農支援課	(098) 866-2280
		17	畜産課	(098) 866-2269
		18	漁港漁場課	(098) 866-2305
		19	水産課	(098) 866-2300
		20	中部農林土木事務所	(098) 894-6525
		21	南部農林土木事務所	(098) 867-2770
うるま市	水道部	22	下水道課	(098) 973-7977
	市民部	23	環境課	(098) 973-5594
	経済部	24	農政課	(098) 923-7607
		25	農水産整備課	(098) 923-7622

区分	部名	NO.	課名(所名)	電話番号
沖繩市	建設部	26	東部海浜開発局 計画調整課	(098) 939-1212
	上下水道局 上下水道部	27	下水道課	(098) 921-3125
	市民部	28	環境課	(098) 939-1212
	経済文化部	29	農林水産課	(098) 929-3307
北中城村		30	上下水道課	(098) 935-2233
		31	住民生活課	
		32	農林水産課	
		33	建設課	
	教育委員会	34	教育総務課	(098) 935-3773
中城村		35	上下水道課	(098) 895-5280
		36	住民生活課	(098) 895-2131
		37	産業振興課	
		38	都市建設課	
	教育委員会	39	教育総務課	(098) 895-3276
西原町	総務部	40	生活環境安全課	(098) 945-5018
	建設部	41	上下水道課	(098) 945-4934
		42	産業課	(098) 945-4540
		43	都市整備課	(098) 945-4496
		44	土木課	(098) 945-4415
	教育委員会	45	教育総務課	(098) 945-5039
与那原町		46	生活環境安全課	(098) 945-4688
		47	まちづくり課	(098) 945-7244
		48	上下水道課	(098) 945-3017
南城市	上下水道部	49	下水道課	(098) 917-5349
	市民部	50	生活環境課	(098) 917-5318
	土木建築部	51	施設管理課	(098) 917-5351
	農林水産部	52	産業振興課	(098) 917-5356
		53	田園整備課	(098) 917-5358
	教育委員会	54	教育指導課	(098) 917-5364

3. アクションプランの内容



生物の生育・生息環境の観点

生物の生育・生息環境の保全・管理

26 事業による環境影響の低減

27 貴重な生物の保全

28 湿地・干潟・ビーチ等の保全・管理

生物の生育・生息環境の再生・創出

29 護岸の整備・管理

良好な触れ合い環境の観点

親水性の向上

30 海岸・護岸の整備・管理

魅力の向上

31 中城湾港沿岸施設の整備・管理

32 生物観察場の整備

33 利用可能場所についての広報

環境美化

34 清掃活動の実施

35 不法投棄対策の実施

36 クリーン指導員等の設置

海岸の安全対策

37 安全措置

共通の観点

環境学習

38 環境学習の実施・支援

興味・関心の高揚

39 イベントの実施・支援

40 情報の公開・配信

情報の収集

41 水質・生物等の調査・監視

42 事業に伴う監視調査の実施

関係機関との連携

43 行政間の連携

44 自治会やNPO等との連携

4. アクションプランの取り組み状況

区分	対策項目	No.	アクションプラン
水環境 の 観 点	外部負荷 対策	下水道の 整備・接続	1 整備の推進
			2 戸別訪問・下水道相談の実施
			3 嘱託職員・サポーター制度等の導入
			4 広報活動の実施
			5 未接続世帯の把握
			6 経済支援
		合併処理浄化槽の 設置・転換・管理	7 設置・転換の促進
			8 経済支援
			9 適正な維持管理の促進
		環境と 調和の取れた 農業の実践	10 家畜排せつ物の管理・利用に関する指導・助言
			11 農薬の適正散布に関する指導・助言
			12 環境保全型農業の促進
		土壌流出の防止	13 沖縄県赤土等流出防止条例に関する指導・助言・協力
			14 監視・啓発活動の実施
			15 流出・流入防止対策の実施・推進
		その他の 負荷対策	16 事業場への行政対応
			17 環境保全協定の締結
			18 家庭における排水対策の促進
			19 農業集落排水事業の推進
			20 河川・小排水路の改修
	内部負荷 対策	底質の改善	21 浚渫・覆砂の実施
	健全な 水循環の 保持	雨水対策	22 雨水対策の促進
			23 河口閉塞対策の実施
		節水対策	24 節水の促進
		その他の 水循環対策	25 緑地の保全及び緑化の推進

アクション プラン No.	関係行政機関							概要				
	沖縄県				沿岸7市町村							
	土木 建設部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市	
												<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: yellow; margin-right: 5px;"></div> 今後 検討 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: lightgreen; margin-right: 5px; margin-left: 20px;"></div> 計画 中 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: pink; margin-right: 5px; margin-left: 20px;"></div> 実施 中 <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: lightblue; margin-right: 5px; margin-left: 20px;"></div> 実績 あり <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background-color: purple; margin-left: 20px;"></div> 目標 達成 </div>
1												沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄県下水道等整備構想)に基づき、下水道等の整備を計画的・効率的に推進する。
2												下水道全体計画区域内の未接続世帯に対し、下水道への接続を促進するために、戸別訪問や下水道相談を実施する。
3												戸別訪問や広報活動による下水道接続の促進を図るため、嘱託職員・サポーター制度の導入等により、十分な人員を確保する。
4												ホームページやパンフレットを活用した広報に加え、「下水道の日」(9月10日)等のイベントを利用し、地域住民や小中学生を対象にした見学会を開催し、浄化施設及び下水道の役割の周知や、接続を促進する。
5												下水道整備状況を踏まえながら、接続世帯・未接続世帯情報、未接続理由等を整理・把握し、戸別訪問時に役立てる。
6												下水道接続工事に係る費用について、融資あっせん制度や貸付制度を設け、利子については財政による経済支援を行う。
7												ホームページやパンフレットなどの広報活動を行い、下水道全体計画区域外の家屋新築世帯・単独処理浄化槽設置世帯へ合併処理浄化槽の設置・転換を促す。
8												市町村は合併処理浄化槽の設置に係る費用を設置世帯に補助する事業を行う。また、国、県は補助事業を行う市町村に対し財政による経済支援を行う。
9												合併処理浄化槽設置世帯に対して、定期的な保守点検及び清掃等の適正な維持管理の促進のため指導を行う。
10												「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、管理・利用に関する指導・助言を行う。
11												ポジティブリスト制度や農業取締法等の遵守により、農業の適正散布や農業の飛散防止対策に関する指導・助言を行う。
12												「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの育成など、環境保全型農業を促進する。
13												「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき1,000㎡以上の事業行為を規制するとともに、赤土等流出防止に係る指導・助言を行う。また、赤土等流出監視パトロールを行う。
14												講習会等の開催、講師の派遣などの啓発活動を実施する。(農家等への土壌保全の普及啓発活動を含む。)
15												事業場や農地から海域への赤土等流出防止対策を徹底し、沈砂池、堀割(沈砂池機能)等の赤土等流出防止施設の維持管理等を実施・推進する。(農家への協力や流出防止技術の向上を含む。)
16												「水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例」に基づき、特定事業場等に立ち入り又は排水水の監視・指導等の行政対応を行う。
17												大規模な事業場に対して「環境保全協定」(自治体や住民と事業者の間の環境保全に関する約束)を締結する。
18												ホームページやパンフレットの活用等により家庭における排水対策を促進する。
19												農業集落排水事業を推進するとともに、汚水処理施設への接続率の向上対策を講じる。
20												コンクリートの3面張り護岸から、多自然川づくりに改修することで、水質浄化を図る。
21												底質からの栄養塩類の溶出や堆積した有機物の腐敗及び酸素消費を防ぐため、浚渫や覆砂を実施する。
22												透水性舗装や雨水を地下に貯留・浸透させる雨水対策施設等を整備する。また、家庭においては、雨水貯留タンク等の設置について意識啓発等を実施し、雨水対策を促進する。
23												河口閉塞による水質悪化が生き物の生育・生息環境を悪化させている場合等、浚渫などによる閉塞対策を講じる。
24												ホームページやパンフレットを活用した広報や、節水コマ利用の促進等により、家庭や事業者への節水・水再利用を促す。
25												緑地の保全や緑化を推進することにより、緑地のもつ雨水の地下浸透の場としての役割や、涵養機能の保持を図る。

※実施状況が関係機関内の各課で異なる場合は、1マスに2段もしくは3段で色分けしています。


区分	対策項目	No.	アクションプラン
生物の生育・生息環境の観点	生物の生育・生息環境の保全・管理	26	事業による環境影響の低減
		27	貴重な生物の保全
		28	湿地・干潟・ビーチ等の保全・管理
	生物の生育・生息環境の再生・創出	29	護岸の整備・管理
良好な触れ合い環境の観点	親水性の向上	30	海岸・護岸の整備・管理
	魅力の向上	31	中城湾港沿岸施設の整備・管理
		32	生物観察場の整備
		33	利用可能場所についての広報
	環境美化	34	清掃活動の実施
		35	不法投棄対策の実施
		36	クリーン指導員等の設置
海岸の安全対策	37	安全措置	
共通の観点	環境学習	38	環境学習の実施・支援
	興味・関心の高揚	39	イベントの実施・支援
		40	情報の公開・配信
	情報の収集	41	水質・生物等の調査・監視
		42	事業に伴う監視調査の実施
	関係機関との連携	43	行政間の連携
44		自治会やNPO等との連携	

アクション プラン No.	関係行政機関										概要
	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	
26											事業に伴う環境影響を低減させるため、適切な保全措置の実施、指導等を行う。
27											中城湾港に生育・生息している貴重種をはじめ生物に関する保全対策の実施、または、それらの保全に役立つ調査その他の施策を行う。
28											事業実施時には生物の生育・生息環境に配慮し、湿地・干潟・ビーチ等の保全・管理を行う。
29											生物に配慮した護岸を整備・管理することにより、生物の生育・生息環境を再生・創出する。
30											親水性に配慮した利活用しやすい護岸を整備するとともに、既存の海岸・護岸の管理を行う。 また、役目を終えて不要になった人工護岸や消波ブロックを撤去することで親水性を向上させる。
31											人工ビーチ、マリナー及び後背地の整備・管理により中城湾港の魅力を向上させる。
32											野鳥園等の生物観察場を整備することにより、中城湾港の魅力を向上させる。
33											景勝地など中城湾港の沿岸域において利活用ができる場所についてホームページ等で紹介するなど広報を行い、周知を図る。
34											海岸等の清掃活動を実施することにより、環境美化を行う。
35											不法投棄パトロールの実施や意識啓発の看板の設置を実施することにより、不法投棄を防止し、環境美化に貢献する。
36											クリーン指導員等を設置することにより、環境美化に対する意識啓発を行う。
37											海岸巡視により、海岸管理を徹底する。また、老朽化した護岸等を改修し、海岸を安全に利用できるようにする。
38											底生生物や鳥類等の観察会、水質調査やゴミ調査等による環境学習を実施・支援し、中城湾港の環境保全への意識啓発を図る。 また、環境教育プログラムを活用した環境学習の支援を行う。
39											中城湾港に関するイベントの実施・支援を行い、中城湾港に対する興味関心を高揚させる。
40											ホームページやパンフレットを活用した広報を実施し、中城湾港の環境保全に対する興味関心を高揚させる。
41											公共用水域や事業場からの排水の水質調査を行ったり、生物観察による環境診断等の監視を行う。
42											事業に伴う環境影響について、環境監視調査を実施することにより、情報を収集する。
43											沖縄県及び沿岸7市町村やその他関係行政機関との連携により、委員会等を設け、中城湾港の環境保全を推進する。
44											自治会やNPOをはじめとする、中城湾港に係る多種多様な主体の連携により、港湾環境の保全・利用を図る。

※実施状況が関係機関内の各課で異なる場合は、1マスに2段もしくは3段で色分けしています。

NO.1	水環境の観点																																		
対策項目	外部負荷対策-下水道の整備・接続																																		
アクションプラン名	整備の推進																																		
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成																																		
担当部署※ 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村																														
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市																								
	(下水道課) 下水道事務所				下水道課	下水道課	上下水道課	上下水道課	上下水道課	上下水道課	下水道課																								
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■計画に基づく整備の推進</p> <p>「沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」（平成10年6月策定、平成28年8月見直し）に基づき、下水道等の整備を計画的かつ効率的に実施します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■下水道整備状況（令和4年3月末現在）</p> <p style="text-align: right;">（沖縄県土木建築部下水道課 「下水道のあらまし」）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>うるま市</th> <th>沖縄市</th> <th>北中城村</th> <th>中城村</th> <th>西原町</th> <th>与那原町</th> <th>南城市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画面積整備率(%)</td> <td>67.3</td> <td>79.7</td> <td>68.4</td> <td>49.7</td> <td>38.1</td> <td>76.2</td> <td>43.2</td> </tr> <tr> <td>人口整備率(%)</td> <td>75.4</td> <td>98</td> <td>64.0</td> <td>69.3</td> <td>43.0</td> <td>84.4</td> <td>54.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※計画面積整備率：下水道全体計画に対して整備が進んでいる区域の割合 ※人口整備率：利用可能人口/全体計画区域内現在人口</p>												うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市	計画面積整備率(%)	67.3	79.7	68.4	49.7	38.1	76.2	43.2	人口整備率(%)	75.4	98	64.0	69.3	43.0	84.4	54.4
	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市																												
計画面積整備率(%)	67.3	79.7	68.4	49.7	38.1	76.2	43.2																												
人口整備率(%)	75.4	98	64.0	69.3	43.0	84.4	54.4																												

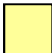
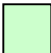





※ 担当部署：主体となってアクションプランに取り組む部署をいう。
 関係部署：主体としてではないがアクションプランの取り組みに協力・参加している部署をいう。





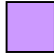
NO.2	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-下水道の整備・接続										
アクションプラン名	戸別訪問・下水道相談の実施										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うるま 市	沖縄 市	北中 城村	中城 村	西原 町	与那 原町	南 城市
	(下水道課)	/	/	/	下 水 道 課	下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	下 水 道 課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■下水道接続対象世帯への意識啓発</p> <p>下水道整備済区域内における単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽設置世帯に、下水道への接続を促すため、戸別訪問や下水道相談を行います。</p> <p>地元自治体職員が（一部地域では排水設備指定工事店*の業者とともに）、未接続世帯を訪問し、地域住民に未来環境への投資であることを理解していただき、市民の快適な生活環境の確保、河川や海域の浄化に向けて接続の促進に取り組めます。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>※排水設備指定工事店の協力については、「個人情報の保護に関する法律」に留意した対応が求められます。</p> </div> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">出典) うるま市下水道課資料</p> </div> </div> <p><戸別訪問時の主な配布資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道接続依頼（下水道供用開始のお知らせ）のチラシ ・下水道に関するパンフレット ・下水道接続に係る補助支援制度についてのチラシ ・地元自治体が定める排水設備指定工事店一覧表 <p>■嘱託職員制度等の活用</p> <p>戸別訪問の際に、地元自治体職員が人員不足の場合は、嘱託職員制度等を活用します。</p>										

NO.3	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-下水道の整備・接続										
アクションプラン名	嘱託職員・サポーター制度等の導入										
段階	今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	(下水道課)				下水道課 下水道課	下水道課	上下水道課	上下水道課	上下水道課	上下水道課	下水道課
内容・実施例 : 過年度からの内容 : 更新した内容	<p>■嘱託職員の活用</p> <p>下水道接続の促進を図るに当たり、地元自治体職員の人員不足等を解消するため、嘱託職員に戸別訪問や下水道相談等の業務の一部を委託します。他にも、地元自治会に戸別訪問を依頼することも検討します。</p> <p>嘱託職員には、下水道の知識だけではなく行政全般にわたる知識も必要であることから、マニュアル作成等の検討も必要です。</p> <p><例：うるま市></p> <p>うるま市では、戸別訪問の際の資料の配布要領を作成し、住民へのスムーズな対応ができるようにしています。</p> <p><u>(内容)：目的、日時、対象世帯、参加者、配布資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人1組で資料配布を行う。 ・訪問時には、公共下水道が接続可能になったことを伝え、資料を手渡しする。留守の場合は、郵便受けに投函する。 ・住宅地図に、在宅の場合は○、留守の場合は×をつける。 <p>詳しい下水道相談の要請については、連絡先を聞いて、後日担当者が再訪問することを伝え、終了後報告する。 など</p> <p>■サポーター制度の導入</p> <p>公募により下水道サポーターを選定し、勉強会や浄化施設見学会での情報を地元住民に周知する役割や広報活動等に参加してもらうことで、下水道接続の促進を図ります。</p>										

NO.4	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-下水道の整備・接続										
アクションプラン名	広報活動の実施										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 <small>注：（ ）は 関係部署を示す</small>	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	下 水 道 課 下水道事務所 (港湾課)	/	/	/	下 水 道 課	下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	下 水 道 課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■多様な広報媒体の活用</p> <p>「パンフレット」「ホームページ」「広報車」「イベント」「コンクール」といった多様な方法により、下水道接続の広報活動を展開します。</p> <p>■「下水道の日」(9月10日)の普及促進活動</p> <p>県と関係市町村が協力して、下水道の普及啓発を図り、必要に応じて排水設備指定工事店とも協力し、下水道接続を促進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■浄化施設見学会</p> <p>小学生・中学生をはじめ、地元住民等を対象に浄化施設見学会を実施し、下水道のしくみに関する学習を通じて理解を深めてもらい、下水道接続を促進するとともに、将来の担い手を育成します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■出前講座</p> <p>県では、下水道の役割と効果を理解してもらうため、60分程度の「下水道出前講座」を受け付けております。講座が、自治会や婦人会等で活用され、各地域で下水道への理解が深まることが期待されます。</p>										



NO.5	水環境の観点																																										
対策項目	外部負荷対策-下水道の整備・接続																																										
アクションプラン名	未接続世帯の把握																																										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成																																										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村																																						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市																																
	(下水道課)				下水道課	下水道課	上下水道課	上下水道課	上下水道課	上下水道課	下水道課																																
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■下水道マップ等の作成</p> <p>下水道整備状況の確認と水洗化家屋、未水洗化家屋についての情報管理のため、接続世帯・未接続世帯が把握できる一覧表や、住宅地区等を使用した下水道マップを作成し、地元自治体の内部資料とします。</p> <p>なお、作成した下水道マップは、未水洗化世帯への戸別訪問時の個別資料として使用します。</p> <p>■未接続理由調査アンケート</p> <p>下水道未接続世帯に対して未接続理由を把握するため、アンケートを行い、より効果的な接続率向上対策を講じます。</p> <p>＜アンケートの項目例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の役割について知っていますか。 ● 下水道に接続しなければならないことを知っていますか。 ● 下水道接続に対する補助制度*があることを知っていますか。 ● 下水道に接続しない理由は何ですか。 <p style="text-align: center;">※ 市町村によっては、補助制度がない場合があります。</p> <p>■下水道接続率（水洗化率）（％）</p> <p style="text-align: right;">（沖縄県土木建築部下水道課）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>うるま市</th> <th>沖縄市</th> <th>北中城村</th> <th>中城村</th> <th>西原町</th> <th>与那原町</th> <th>南城市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>81.6</td> <td>88.3</td> <td>67.5</td> <td>56.6</td> <td>66.2</td> <td>75.1</td> <td>65.3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>82.2</td> <td>88.5</td> <td>69.7</td> <td>59.9</td> <td>68.0</td> <td>76.6</td> <td>66.4</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>81.4</td> <td>89.0</td> <td>71.7</td> <td>66.6</td> <td>70.4</td> <td>76.9</td> <td>68.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下水道接続率：下水道に接続できる人で、実際に接続して利用している割合。</p>												うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市	令和元年度末	81.6	88.3	67.5	56.6	66.2	75.1	65.3	令和2年度末	82.2	88.5	69.7	59.9	68.0	76.6	66.4	令和3年度	81.4	89.0	71.7	66.6	70.4	76.9	68.0
	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市																																				
令和元年度末	81.6	88.3	67.5	56.6	66.2	75.1	65.3																																				
令和2年度末	82.2	88.5	69.7	59.9	68.0	76.6	66.4																																				
令和3年度	81.4	89.0	71.7	66.6	70.4	76.9	68.0																																				

NO.6	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-下水道の整備・接続										
アクションプラン名	経済支援										
段階	 今後検討  計画中  実施中  実績あり  目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄 市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	(下水道課)				下 水 道 課	下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	上 下 水 道 課	下 水 道 課
内容・実施例  : 過年度からの内容  : 更新した内容	<p>下水道接続工事に係る費用について、市町村が借入金に対する利子の補助制度を設けています。利子については、工事費用完納後に全額まとめて支援するケースと、毎月の支払いに応じて支援するケースがあります。</p> <p>制度としては、融資あっせん制度、(基金)貸付制度、生活保護世帯への無償貸付制度があります。融資あっせん制度と貸付制度では、補助の対象となる条件はほぼ同じです。</p> <p>住民の中には、申請をしても条件を満たすことができずに制度を受けられない世帯や、手続きを面倒に感じて諦める世帯もあります。</p> <p>■融資あっせん制度</p> <p>市町村は、指定した銀行に地域住民への融資のあっせんを行います。そして、銀行での審査に適合した場合、同制度を受けることが出来ます。</p> <p>■(基金)貸付制度</p> <p>市町村において、基金制度や予算枠を設け、その中から貸付を行います。住民は市町村と貸付契約を交わすこととなります。</p> <p>■生活保護世帯への無償貸付制度</p> <p>市町村では、生活保護世帯に無償で貸付を行います。</p> <p>■補助金交付制度</p> <p>合併処理浄化槽から下水道への切替→5万円 (工事費が5万円未満の場合は工事に掛かった金額)</p> <p>単独処理浄化槽または、汲み取り式便所からの切替→10万円 (工事費が10万円未満の場合は工事に掛かった金額)</p>										

NO.7	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-合併処理浄化槽の設置・転換・管理										
アクションプラン名	設置・転換の促進										
段階	 今後検討  計画中  実施中  実績あり  目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
		環境整備課			下水道課		上下水道課	住民生活課 (上下水道課)	生活環境安全課	生活環境安全課	生活環境課
内容・実施例 ■：過年度からの内容 ■：更新した内容	<p>■家屋新築世帯への周知</p> <p>ホームページやパンフレットを活用した広報活動を行い、下水道全体計画区域外の家屋新築世帯へ、補助制度*の説明も兼ねて、合併処理浄化槽の設置義務を呼び掛けます。</p> <p>※ 市町村によっては、新築家屋を対象外としている場合があります。</p> <p>■単独処理浄化槽設置世帯への周知</p> <p>市町村においては、上記同様広報活動を行い、下水道全体計画区域外の単独処理浄化槽設置世帯へ、補助制度の説明も兼ねてより処理能力の高い合併処理浄化槽への転換の努力義務を呼び掛けます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>平成13年4月1日より、浄化槽法が改正され、浄化槽を新設する時には、原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。</p> <p>また、既に単独処理浄化槽を設置している場合でも、合併処理浄化槽への転換の努力義務が定められました。</p> <p><単独処理浄化槽></p> <p>し尿処理のみを行う浄化槽。</p> <p><合併処理浄化槽></p> <p>し尿のほか、台所・風呂・洗濯など家庭から排出される全ての生活雑排水を処理する浄化槽。</p> </div>										

NO.8	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-合併処理浄化槽の設置・転換・管理										
アクションプラン名	経済支援										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療 部	農林 水産 部	うる ま市	沖 縄 市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	/	環境整備課	/	/	下 水 道 課	/	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	生 活 環 境 安 全 課	生 活 環 境 安 全 課	生 活 環 境 課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■浄化槽設置整備事業による助成制度</p> <p>個人が合併処理浄化槽を新規設置、及び単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の費用に対し、市町村が補助を行う場合、国が算定した補助基準額（設置に要する金額のうち4割）について、国と市町村において補助するものです。</p> <p>〈各団体の取り組み〉</p> <p>市町村では、国及び県の取り組みに伴い、地域住民に対して補助制度の周知を図っています。</p> <p>沖縄県では、下水道全体計画区域外での合併処理浄化槽の普及を促進するため、浄化槽設置費用に対する国の補助に加えて、平成4年度から平成26年度まで県費補助制度を設け合併処理浄化槽の普及促進を図ってきました。</p> <p>※市町村で取り組み内容が異なるため、詳細はお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。</p>										

NO.9	水環境の観点																												
対策項目	外部負荷対策-合併処理浄化槽の設置・転換・管理																												
アクションプラン名	適正な維持管理の促進																												
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成																												
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村																								
	土木 建築部	環境 部	保健 医療 部	農林 水産 部	うる ま市	沖 縄 市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市																		
		環境整備課	中部保健所 南部保健所		環 境 課	(環境課)	住民生活課	住民生活課	生活環境 安全課	生活環境 安全課	生活環境課																		
内容・実施例	<p>■ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の啓発</p> <p>合併処理浄化槽設置世帯に対して、パンフレットの配布やパネル展の開催など、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な清掃・保守点検の実施（業者への依頼）及び法定検査（11条検査）を受検するよう指導を行います。</p> <p>また、合併処理浄化槽新設世帯等を対象に、各保健所において月1回の浄化槽設置者講習会を開催しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">じょうかそう てんけん ～ 浄化槽の点検をわすれずに ～ (きにゅうひょう)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単 独 ・ 合 併</th> <th style="width: 40%;">機 関 名 ・ 業 者 名</th> <th style="width: 30%;">T E L</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽 清掃 業者</td> <td>年1回以上の実施が義務付けられています。</td> <td>- () -</td> </tr> <tr> <td>浄化槽 保守点検 業者</td> <td>家庭用の小型合併浄化槽で4ヶ月に1回以上</td> <td>- () -</td> </tr> <tr> <td>指定 検査 機関</td> <td>(社) 沖縄県環境整備協会 毎年1回、法定検査を受けなければなりません。</td> <td>098-(835)-8833</td> </tr> <tr> <td>保守点検・清掃の記録</td> <td colspan="2">は、3年間の保管義務があり、法定検査の際に必要ですので、大切に保管して下さい。</td> </tr> <tr> <td>かくじん ぞうだん 確認・相談 窓口</td> <td>西原町役場 健康衛生課</td> <td>098-(945)-5013</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">出典) 西原町パンフレット</p>											単 独 ・ 合 併	機 関 名 ・ 業 者 名	T E L	浄化槽 清掃 業者	年1回以上の実施が義務付けられています。	- () -	浄化槽 保守点検 業者	家庭用の小型合併浄化槽で4ヶ月に1回以上	- () -	指定 検査 機関	(社) 沖縄県環境整備協会 毎年1回、法定検査を受けなければなりません。	098-(835)-8833	保守点検・清掃の記録	は、3年間の保管義務があり、法定検査の際に必要ですので、大切に保管して下さい。		かくじん ぞうだん 確認・相談 窓口	西原町役場 健康衛生課	098-(945)-5013
単 独 ・ 合 併	機 関 名 ・ 業 者 名	T E L																											
浄化槽 清掃 業者	年1回以上の実施が義務付けられています。	- () -																											
浄化槽 保守点検 業者	家庭用の小型合併浄化槽で4ヶ月に1回以上	- () -																											
指定 検査 機関	(社) 沖縄県環境整備協会 毎年1回、法定検査を受けなければなりません。	098-(835)-8833																											
保守点検・清掃の記録	は、3年間の保管義務があり、法定検査の際に必要ですので、大切に保管して下さい。																												
かくじん ぞうだん 確認・相談 窓口	西原町役場 健康衛生課	098-(945)-5013																											
	<p>■ 配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年5月における浄化槽法の一部改正により、維持管理について都道府県知事が指導監督できること、罰則規定が設けられていることを周知徹底します。 合併処理浄化槽の清掃は市町村の許可業者、保守点検は、県の登録業者が行うため、住民が無許可・無登録業者に依頼しないよう注意喚起を行います。 																												

NO.10	水環境の観点																
対策項目	外部負荷対策-環境と調和の取れた農業の実践																
アクションプラン名	家畜排せつ物の管理・利用に関する指導・助言																
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成																
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村												
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市						
				畜産課 畜産課	農政課	農林水産課	農林水産課 住民生活課	産業振興課	産業観光課	まちづくり課	産業振興課						
内容・実施例	<p>■：過年度からの内容 ■：更新した内容</p> <p>■「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」 (以下「家畜排せつ物法」という)に基づく指導</p> <p>「家畜排せつ物法」の遵守のため、関係課では、パンフレット等を作成して周知徹底を図るとともに、浄化処理施設の整備や処理の委託など、畜産経営をできるだけ圧迫しない経営指導・巡回等に努めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典) 沖縄県農林水産部パンフレット</p> <p>■各種リース事業の促進</p> <p>(一財)畜産環境整備機構や(公財)畜産近代化リース協会等が、畜産環境対策に必要な施設機械等をリースする事業です。</p> <p>畜産経営者がこれらの事業を活用できるよう、周知徹底します。</p> <p>■家畜排せつ物等のバイオマスの利活用</p> <p>家畜排せつ物等有機性資源の有効活用の促進のため、耕種部門との連携により、広域連携型の資源循環システムの強化を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業項目</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策</td> <td>畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜糞尿処理施設の整備を行います。</td> </tr> <tr> <td>簡易低コスト家畜排せつ物処理施設</td> <td>簡易で低コストかつ処理が確実にされる処理施設の普及促進を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>											事業項目	事業内容	家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策	畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜糞尿処理施設の整備を行います。	簡易低コスト家畜排せつ物処理施設	簡易で低コストかつ処理が確実にされる処理施設の普及促進を図ります。
事業項目	事業内容																
家畜排せつ物処理の適正化対策及び処理施設整備対策	畜産経営環境保全実態調査による環境対策必要箇所の調査及び家畜糞尿処理施設の整備を行います。																
簡易低コスト家畜排せつ物処理施設	簡易で低コストかつ処理が確実にされる処理施設の普及促進を図ります。																

NO.11	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-環境と調和の取れた農業の実践										
アクションプラン名	農薬の適正散布に関する指導・助言										
段階	今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
				営農支援課	農政課	農林水産課	農林水産課	産業振興課	産業観光課	まちづくり課	産業振興課
内容・実施例	<p>■ ポジティブリスト制度に対応した農薬適正使用の遵守</p> <p>平成15年5月に食品の安全性に関する法律である「食品衛生法」が一部改正され、その中で、残留農薬・動物用医薬品等への規制についてポジティブリスト制度が施行されたことから、県でも同制度を導入し、平成18年5月29日に施行となりました。</p> <p>ポジティブリスト制度とは、「農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度」です。</p> <p>関係課においては、ポジティブリスト制度及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用方法について農家への周知を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">農薬散布するときには これまで以上に気をつけましょう!</p> <p style="text-align: center;">(Aさん) 明日、農薬を散布するよ。お前さんのコマツナには問題ない農薬だから、大丈夫だよ。</p> <p style="text-align: center;">(Bさん) うーん、でも、コマツナには登録がないしナァー。農薬のポジティブリストやらが施行されるらしいし…。心配だな〜。収穫しとくかな…?</p> <p style="text-align: center;">Aさんは、明日、自分の水稲に農薬を散布します。隣のBさんの畑にはコマツナが栽培されていて、出荷時期のようです。Aさんは以前自分の散布した農薬が飛散して、隣のBさんのコマツナの葉に斑点が出たことがあるので、今度はそのような心配のない農薬を選んで言っています。でも…</p> <p style="text-align: center; background-color: yellow;">Bさんには、何か別の心配があるようです。</p> <p style="text-align: center;">残留農薬のポジティブリスト制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。 ● この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されることとなります。 ● この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。 <p style="text-align: center;">つまり、これまで以上に気をつけなくてはならないのは… 飛散</p> </div> <p>出典) 沖縄県農林水産部パンフレット</p> <p>■ 施肥法の改善</p> <p>施肥効率が高く肥料の流出や揮散が少ない、また、水系や大気に対して負荷が少ない「局所施肥」、「肥効調整型肥料施用」及び「有機質肥料施用」の指導を行います。</p> <p>■ 施肥基準の遵守</p> <p>沖縄県の技術指導書等で定めている基準の遵守を呼び掛けます。</p> <p>(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_sehi_kizyun/index.html)</p>										
	<p>■ : 過年度からの内容</p> <p>■ : 更新した内容</p>										


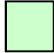
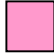




NO.12	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-環境と調和の取れた農業の実践										
アクションプラン名	環境保全型農業の促進										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
			中部保健所	営農支援課	農政課	農林水産課	農林水産課	産業振興課	産業観光課	まちづくり課	産業振興課
内容・実施例	<p>■ エコファーマー制度の導入</p> <p>エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、導入計画（土づくり、化学肥料低減、化学合成農薬低減）の認定を受けた農業者のことを言います。エコファーマーに対する支援措置として、導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金（無利子資金）の貸付けに関する特例（償還期間の延長）を受けることができます。</p> <p>エコファーマーの認定を推進することで、環境と調和のとれた農業に取り組む農業者が増加し、環境への負荷が少ない農法の実践が期待されます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">出典）北中城村ホームページ、農林水産省ホームページ</p> <p>■ 土づくり</p> <p>自然循環機能の維持による地力の増進を図るため、緑肥すき込み、たい肥などによる土壌改良対策を推進します。また、環境保全型農業の推進のため、有機質肥料施用技術及び化学合成資材の低減技術の普及啓発に努めます。</p> <p>■ その他</p> <p>沖縄県特別栽培農産物認証制度の促進、土壌診断の活用など</p>										
<p>■：過年度からの内容</p> <p>■：更新した内容</p>											

NO.13	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-土壌流出の防止										
アクションプラン名	沖縄県赤土等流出防止条例に関する指導・助言・協力										
段階	今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
		環境保全課	中部保健所 南部保健所	南部農林	環境課	(農林水産課) 環境課	農林水産課 住民生活課	都市建設課 産業振興課	生活環境 安全課	生活環境 安全 まちづくり課	生活環境課 施設管理課
内容・実施例 ■：過年度からの内容 ■：更新した内容	<p>■事業行為からの赤土等流出防止の推進 事業行為に伴う排出基準（浮遊物質量：200mg/L以下）の遵守について必要な指導を行います。</p> <p>■事業行為における沖縄県赤土等流出防止条例の周知 1,000 m²以上の事業行為については、着手前に県知事に対して届出(民間事業者の場合)もしくは通知(公共事業者の場合)することが義務づけられており、関係者への周知・徹底を図ります。</p> <p>■監視パトロールの実施 赤土等監視パトロールを実施し、事業場等からの赤土等流出防止を図ります。また、関係機関と連携し、赤土等流出防止に関する担当者間の情報共有及び監視・指導の強化に努めます。</p>										

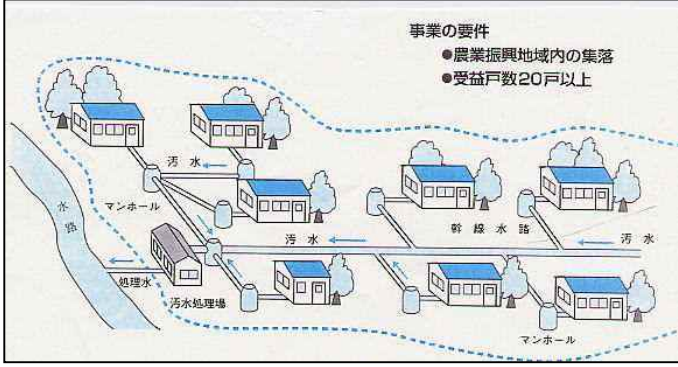
NO.14	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-土壌流出の防止										
アクションプラン名	監視・啓発活動の実施										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	(港湾課)	環境保全課	中部保健所 南部保健所	営農支援課 (南部農林) (中部農林)	農水産整備課	農林水産課	農林水産課	産業振興課 都市建設課	生活環境安全課 産業観光課	生活環境安全課 まちづくり課	
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■交流集会や出前講座の開催</p> <p>赤土等流出防止の周知徹底を図るため、講習会等を実施します。</p> <p>①赤土等流出防止対策講習会、赤土等流出防止交流集会を開催。</p> <p>②市町村等からの要望に基づく県講師の派遣。</p> <p>■「土壌保全の日」の設定（毎年6月第1水曜日）</p> <p>農家の農業生産活動の場から、土壌の流出を未然に防止するため「土壌保全の日」を設定し、土壌流出の防止、流出による地力の低下等を認識させるとともに、土壌保全の必要性について農家個々の意識の高揚と啓発を図ることを目的とします。</p> <p>(1) 土壌流出に関する展示会 (2) 土壌保全に関する講演会、講習会、現地検討会 (3) 土壌保全に関するパンフレット、ポスター等の作成配布 (4) 「土壌保全の日」の具体的取組み</p>										

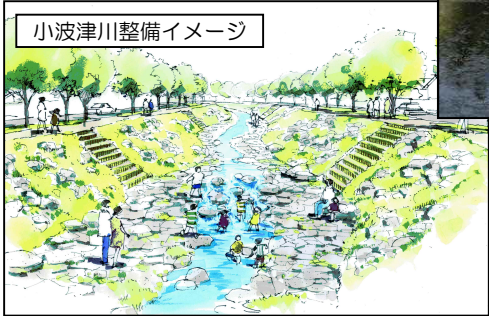

NO.15	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-土壌流出の防止										
アクションプラン名	流出・流入防止対策の実施・指導										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港湾課 中部土木 (海岸防災課)	環境保全課	中部保健所 南部保健所	(農地農中管理課) 中部農林 南部農林	環境課	農林水産課 (環境課)	住民生活課 農林水産課	産業振興課	生活環境 安全課 産業観光課	まちづくり課	
	(海岸防災課)		営農支援課	農水産整備課			建設課	都市建設課		生活環境 安全課	
内容・実施例	<p>■事業行為における赤土等流出防止対策の実施</p> <p>事業行為（土地の区画形質の変更）の実施に当たり、工事に伴う赤土等の流出を防止するため、発生源対策、流出濁水対策、濁水最終処理対策などの赤土等流出防止対策を行います。</p> <p>また、事業場及び周辺環境における赤土等流出状況の監視を行い、赤土等の流出防止に務めます。</p> <p>■農地からの赤土等流出防止対策の推進</p> <p>農地からの赤土等流出防止対策としては、流域において総合的な対策を推進することが重要です。今後は、これまでの営農的対策（緑肥作物によるほ場面の被覆、グリーンベルト設置、マルチング栽培等）や土木的対策（ほ場勾配の修正、排水路・沈砂池の整備等）とともに、地域・行政が一体となった取組みを行います。</p> <p>※ ほ場：畑のこと。 ※ グリーンベルト：農地からの土壌流出を低減させるため、ほ場端を植生すること。 ※ マルチング：ほ場の表面を敷草やビニールで被覆すること。</p> <p>■掘割（沈砂池機能）の管理</p> <p>掘割の適切な維持・管理を図り、背後陸域から海域への土砂混じりの濁水の流出を低減します。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>■流出防止対策技術の向上</p> <p>赤土等流出防止交流集会等への参加・情報交換など、対策技術の向上及び普及を図ります。</p>										
	<p>■：過年度からの内容 ■：更新した内容</p>										

NO.16	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-その他の負荷対策										
アクションプラン名	事業場への行政対応										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	/	環境保全課	中部保健所 南部保健所	/	環境課 下水道課	下水道課 (環境課)	住民生活課 農林水産課	住民生活課 都市建設課	生活環境 安全課 上下水道課	上下水道課	下水道課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■特定事業場への対応</p> <p>県では、水質汚濁防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づき、特定事業場からの排水、もしくは、事業場排水が流入する公共用水域の水質を測定して、海域や河川に与える負荷を監視しています。</p> <p>監視：特定事業場に立ち入り、排水の監視等を行います。</p> <p>検査：特定事業場からの排水を採取し、排水基準を遵守しているか検査を行っています。事業場には、工場や養豚農家などが含まれます。</p> <p>指導：排水基準不適合の特定事業場に対し、水質汚濁防止法に基づき行政指導を行います。</p> <p>■その他事業場への対応</p> <p>市町村及び事業者では、特定事業場以外に、環境保全協定を締結している事業場（工場、畜舎など）において水質測定を行っています。これまで、中城湾港内で大きく基準値を超えた事例はないものの、今後も監視を継続していきます。</p>										

NO.17	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-その他の負荷対策										
アクションプラン名	環境保全協定の締結										
段階	 今後検討  計画中  実施中  実績あり  目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
					環境課	環境課	住民生活課	住民生活課	生活環境安全課	生活環境安全課 まちづくり課	生活環境課
内容・実施例  : 過年度からの内容  : 更新した内容	<p>■環境保全協定の締結</p> <p>工場や養豚・養鶏農家の中でも、特に大規模な事業場に対して環境保全協定を締結し、排水に一定の規制をかけることで、海域への負荷を低減します。</p> <p><環境保全協定> = 旧公害防止協定。</p> <p>事業者が県・市町村や地域住民等との間で交わす環境保全に関する約束で、工場の新規立地、施設の増設などを契機に大規模な事業場との間に結ばれるものです。</p> <p>法律の規制にとらわれず、対象項目、適用技術などを地域の実情に合った形で盛り込んでいます。</p>										

NO.18	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-その他の負荷対策										
アクションプラン名	家庭における排水対策の促進										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	(港湾課)	環境保全課			環 境 課	環 境 課	上下水道課 住民生活課	都市建設課	生活環境 安全課	生活環境 安全課	生活環境課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■ホームページ上での呼び掛け</p> <p>市町村等のホームページで、市町村やNPOが実施する生活排水対策関係のイベントや家庭でできる生活排水対策情報を掲載し、広く呼び掛けます。</p> <p>【台所での対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しや油を流さないようにしましょう。 ・台所用洗剤は適量を使いましょう。 <p>【洗濯時の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗濯用洗剤は適量を使いましょう。 ・合成洗剤より無リン洗剤や石鹼を使うようにしましょう。 <p>【入浴時の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合成入浴剤はなるべく使わないようにしましょう。 ・シャンプー等は適量を使いましょう。 <p>【トイレでの対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレトーパー以外の紙は流さないようにしましょう。 ・清掃用洗剤は適量を使いましょう。 										
	 										
	出典) 西原町ホームページ										

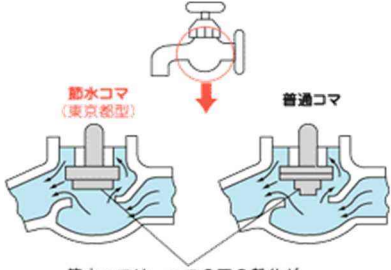
NO.19	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-その他の負荷対策										
アクションプラン名	農業集落排水事業の推進										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 <small>注：（ ）は 関係部署を示す</small>	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	/	/	/	(農地農村整備課) 南部農林	下水道課	/	/	/	/	/	下水道課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■農業集落排水事業</p> <p>農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備する事業です。各家庭から汚水処理排水路に接続してもらう必要があります。</p> <div style="text-align: center;">  <p>事業の要件 ●農業振興地域内の集落 ●受益戸数20戸以上</p> </div> <p style="text-align: right;">出典) 奈良県ホームページ</p> <p>■放流水の水質維持、濃縮汚泥の農地還元等</p> <p>農業用排水の水質保全、施設の機能維持又は農村生活環境の改善併せて公共用水域への放流水の水質保全への寄与を図るため、以下について取組んでいます。</p> <p>放流水質：農業用排水施設の標準放流水質基準である BOD20mg/L 以下、SS50mg/L 以下であること。</p> <p>濃縮汚泥：自然乾燥もしくは脱水後、乾燥汚泥として農地へ還元する循環再利用システムを導入することを検討します。</p>										

NO.20	水環境の観点										
対策項目	外部負荷対策-その他の負荷対策										
アクションプラン名	河川・小排水路の改修										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	河川課	/	/	/	/	/	/	/	都市建設課（土木課）	まちづくり課	田園整備課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■河川改修（多自然川づくり、里川づくり）</p> <p>中城湾港周辺の河川・小排水路は、コンクリート張り護岸が多く、生活雑排水の流入や雨水の流入が少ない時期には悪臭を放ち、酸欠のため魚類等の斃死が発生することも多々あります。</p> <p>また、下水道の接続が進むと、水路へ流れ込む水量が減り、流れが滞留することにより環境が悪化することも考えられます。</p> <p>このことから、以下の対策を講じる必要があると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート3面張護岸から、多自然川づくりにすることで、地域住民が親しみやすい河川環境を整備します。 ● 多自然川づくりとして、水際部へ変化を持たせ、河床部へも瀬・淵等を整備し、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・回復を目指します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>小波津川整備イメージ</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>西原町小排水路</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">出典）沖縄県土木建築部河川課</p>										

NO.21	水環境の観点										
対策項目	内部負荷対策-底質の改善										
アクションプラン名	浚渫・覆砂の実施										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港 清 課	/	/	/	/	(計画課登録)	/	都市建設課	/	生活環境安全課	田園整備課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■ 浚渫</p> <p>底質からの栄養塩類の溶出や堆積した有機物の腐敗及び酸素消費を防ぐため、汚泥の浚渫を行うことにより、底質の悪化を防ぐとともに、水流をスムーズにします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>  <p style="text-align: right;">出典) 中部土木事務所資料</p> <p>■ 覆砂</p> <p>港湾における覆砂事業(海域環境創造事業)は、海底にたい積した汚泥を良質な砂で覆うことにより底質や水質の改善を図るものです。</p>										




NO.22	水環境の観点										
対策項目	健全な水循環の保持-雨水対策										
アクションプラン名	雨水対策の促進										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県					沿岸7市町村					
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	河川課	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
内容・実施例	<p>■ 家庭で出来る雨水対策の紹介</p> <p>あなたも参加しませんか？身近なこんなこともみんなのできる総合治水です。</p> <p>家庭でできるこんな工夫</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"> <p>雨水をためて庭の水まきに 雨どいから流れ落ちる水をバケツにためておけば、晴れた日に草木の水まきに利用できます。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>大雨のときはお風呂の水を流すのちよっと待って 大雨の時に水を流すのを待っておけば、川に流れ出る水をすこしても減らせます。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p>庭の土や植物も役立つ 雨水が自然にしみこんで、川に一度に流れることを防いでくれます。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>庭にある池にも役割があります 雨水を貯める役割を持っているので、総合治水に貢献できます。</p> </div> </div> <p>■ 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置推進</p> <p>雨水貯留施設の設置に関する特別融資制度を設け、家庭における雨水対策を促進します。</p> <p>※市町村で取り組み内容が異なるため、詳細はお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。</p> <p>■ 総合雨水対策</p> <p>平成14年10月に策定した「土木建築部総合雨水対策に関する行動計画」に基づき、沖縄県における総合的な雨水対策を推進していきます。</p> <p>■ 雨水施設整備</p> <p>道路の透水性舗装や、公園等の公共施設の雨水浸透（貯留）施設を整備し、雨水対策を行います。</p>										


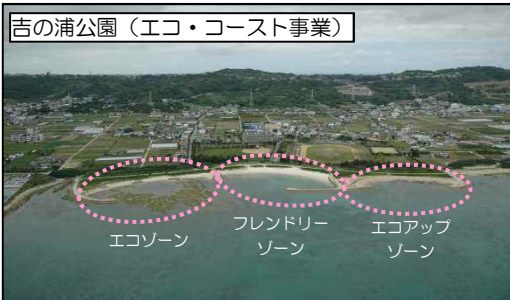
NO.23	水環境の観点										
対策項目	健全な水循環の保持-雨水対策										
アクションプラン名	河口閉塞対策の実施										
段階	今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	河川課	/	/	/	/	/	/	都市建設課	/	生活環境安全課	田園整備課 施設管理課 田園整備課 施設管理課
内容・実施例 : 過年度からの内容 : 更新した内容	■ 浚渫の実施 河口閉塞等により、排水路内の汚濁水が滞留し、悪臭が発生したり、水質悪化が生物の生育・生息環境を劣化させている箇所には、浚渫等による閉塞対策を講じる必要があります。										

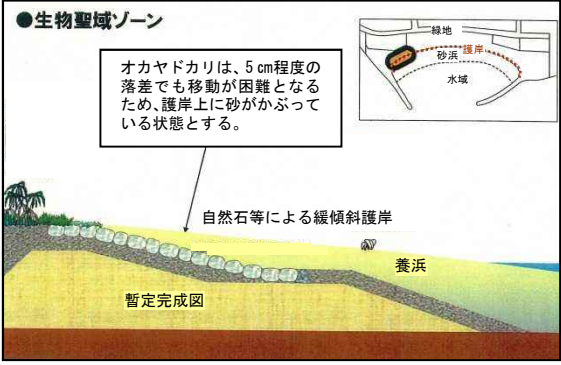
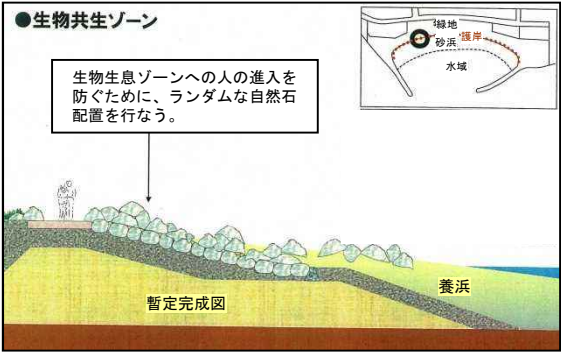
NO.24	水環境の観点										
対策項目	健全な水循環の保持-節水対策										
アクションプラン名	節水の促進										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
内容・実施例	<p>■ 節水コマの利用</p> <p>ホームページやパンフレットを活用した広報や、家庭や事業者における節水コマの利用の促進により、節水を図ります。</p> <p><節水コマ></p> <p>普通のコマよりもコマの下の部分が大きくなっており、取り付けるだけで簡単に節水できる器具です。</p> <p>各水道局で配布しています。</p> <div style="text-align: center;">  <p>節水コマは、コマの下の部分が普通コマより大きくなっています。</p> <p>※シングルレバー式の蛇口には使用できません。</p> </div> <p>出典) 東京都水道局ホームページ</p> <p>■ 節水方法の紹介</p> <p>地域住民や事業者に対して節水方法を紹介し、節水を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歯磨き、洗面、手洗いのときの流し洗いはしない。 ● シャワーはこまめに締める。 ● 残り湯は、捨てずに洗濯等へ再利用する。 ● 食器はため洗いをし、水の流しっぱなしをしない。 ● 米のとぎ汁などは散水に使う。 ● 節水コマや節水型の泡沫器等の取り付けにより水量を調節する。 ● トイレに流水擬音装置を取り付けるなど、二度流しを減らす。 <p style="text-align: right;">出典) 福葉第 2732 号 (平成 16 年 2 月 16 日)</p>										

NO.25	水環境の観点										
対策項目	健全な水循環の保持-その他の水循環対策										
アクションプラン名	緑地の保全及び緑化の推進										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県					沿岸7市町村					
	部 土木建築	部 環境部	部 保健医療	部 農林水産	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港 湾 課 中部 土木	/	/	/	/	/	/	/	産業観光課 都市整備課	まちづくり課	産業振興課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■ 植栽</p> <p>海岸植物（モンパノキ、テリハクサトベラ等）を植栽し、健全な水循環の保持に努めます。</p> <div style="text-align: center;">  <p>マリントウンイベント（平成18年度）</p> </div> <p>■ 「緑の基本計画」の策定</p> <p>各市町村が策定した計画に基づき、雨水を地下に浸透させる場としての緑地の保全や、涵養機能を保持するための緑化を推進する。</p> <p>■ 「緑の募金」の活用</p> <p>緑の募金は、身近な緑づくりに活用するほか、貴重な水資源を確保するための森林の整備や地球規模での緑の環境を守り育てることを目的としています。この募金を活用することにより、地域住民主体の緑化の推進を図ります。</p>										

NO.26	生物の生育・生息環境の観点										
対策項目	生物の生育・生息環境の保全・管理										
アクションプラン名	事業による環境影響の低減										
段階	今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港 湾 課 河 川 課 下 水 道 課 中 部 土 木 (海岸防災課) (海岸防災課)	環境政策課 環境保全課 (自然保護課)	/	中 部 農 林	/	/	農 林 水 産 課	産 業 振 興 課 都 市 建 設 課	生 活 環 境 安 全 課	ま ち つ く り 課	生 活 環 境 課
内容・実施例	<p>■ 環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例の遵守</p> <p>一定規模以上の事業については、事業の実施前に事業者が当該法律、条例に基づき環境影響評価を行い、環境影響に対する環境保全措置（回避・低減・代償）を検討します。</p> <p>また、事業実施後に事業者が事後調査報告書を提出する場合には、必要に応じて環境保全措置を求めます。</p> <p><参考></p> <p>→環境影響評価法 http://assess.env.go.jp/1_seido/1-3_horei/index.html</p> <p>→沖縄県環境影響評価条例 http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/hyoka/assess.html</p> <p>■ 沖縄県赤土等流出防止条例の遵守 (NO. 13～14 参照)</p> <p>1,000 m²以上の事業行為については、県知事に対して着手前に届出(民間事業者の場合)もしくは通知(公共事業者の場合)することが義務付けられており、関係者への周知・徹底を図ります。</p> <p>また、事業の実施に際しては、濁水処理基準である「SS : 200mg/L 以下」の遵守を徹底します。</p>										

NO.27	生物の生育・生息環境の観点										
対策項目	生物の生育・生息環境の保全・管理										
アクションプラン名	貴重な生物の保全										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港 湾 課 中 部 土 木 (海岸防災課) (海岸防災課)	自然保護課	/	(水産課) (水産課)	環 境 課	/	/	/	生 活 環 境 安 全 課	生 活 環 境 安 全 課	生 活 環 境 課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■「自然環境の保全に関する指針」の運用</p> <p>・沖縄県の多様な生態系が健全な状態で維持されるよう、自然の現況や特性を明らかにし、適切な保全のあり方を示しています。</p> <div style="text-align: right;">  (1998年2月、沖縄県) </div> <p>■トカゲハゼの保全</p> <p>トカゲハゼは、国内では中城湾にしか分布しておらず、世界的にも分布の北限です。湾内では、うるま市勝連や南城市佐敷の干潟が主な生息地として知られ、西原町でも生息が確認されています。このような貴重な生物を、今後も保全していく必要があります。</p> <div style="text-align: right;">  トカゲハゼ </div> <p>■オカヤドカリ類の保全</p> <p>オカヤドカリ類は、天然記念物に指定されている生物で、中城湾港において観察することが出来ます。</p> <p>特に、吉の浦公園地先（中城村）のエコ・コーストや沖縄市泡瀬地区の人工海浜で保全していきます。</p> <div style="text-align: right;">  ムラサキオカヤドカリ </div> <p>■外来種への対策</p> <p>関係機関が連携して事業者への普及啓発・情報収集を行うとともに、発見された場合は速やかに対策を実施する必要があります。</p>										

NO.28	生物の生育・生息環境の観点										
対策項目	生物の生育・生息環境の保全・管理										
アクションプラン名	湿地・干潟・ビーチ等の保全・管理										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城村	中 城村	西 原町	与 那 原町	南 城 市
	港・湾 課 中部土木 (海岸防災課) (海岸防災課)	自然保護課			環 境 課	(計画調整課) (環境課)					生活環境課
内容・実施例 ■：過年度からの内容 ■：更新した内容	<p>■トカゲハゼの生息環境の保全</p> <p>トカゲハゼの生息地で繁茂が確認されているマングローブ植物のヒルギダマシ（国内移入種）について、駆除を実施します。</p>  <p>■オカヤドカリ類の生息環境の保全</p> <p>吉の浦公園地先（中城村）のエコ・コーストをはじめ、オカヤドカリ類が生息している海浜部において、立入制限区域の設定等の保全・管理を行います。</p>  <p>■湿地や干潟等の環境整備</p> <p>比屋根湿地や干潟域は、多くの生物の生育・生息の場となっています。これらの周辺海岸域の環境整備について、文献調査や現地調査、住民への意向調査、観察会等を実施し、環境に配慮した整備を行います。</p>										

NO.29	生物の生育・生息環境の観点										
対策項目	生物の生育・生息環境の再生・創出										
アクションプラン名	護岸の整備・管理										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港湾課 河川課 中部土木 (海岸防災課) (海岸防災課)	/	/	/	/	(計画調整課) 環境課	/	都市建設課	/	まちづくり課	施設管理課 田園整備課
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>下記のような護岸を整備することにより、生物の生育・生息環境の再生・創出を図ります。</p> <p>■生物聖域ゾーン</p> <div data-bbox="587 1032 1150 1395" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●生物聖域ゾーン</p> <p>オカヤドカリは、5cm程度の落差でも移動が困難となるため、護岸上に砂がかぶっている状態とする。</p>  <p>自然石等による緩傾斜護岸</p> <p>養浜</p> <p>暫定完成図</p> </div> <p>■生物共生ゾーン</p> <div data-bbox="587 1458 1150 1809" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●生物共生ゾーン</p> <p>生物生息ゾーンへの人の進入を防ぐために、ランダムな自然石配置を行なう。</p>  <p>養浜</p> <p>暫定完成図</p> </div> <p style="text-align: right;">(出典) 中部土木事務所資料</p>										

NO.30	良好な触れ合い環境の観点										
対策項目	親水性の向上										
アクションプラン名	海岸・護岸の整備・管理										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港湾課 中部土木 (海岸防災課)			中部農林 南部農林 (農地農村 整備課)		(計画調整課)		都市建設課		まちづくり課	産業振興課
	港湾課 (海岸防災課)			中部農林							施設管理課
内容・実施例	<p>■親水性護岸の整備・管理</p> <p>親水性の緩傾斜護岸や利用しやすい工夫をした階段等の整備を行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>整備例：新港地区緩傾斜護岸</p> </div> <p style="text-align: right;">出典) 沖縄県土木建築部港湾課資料</p> <p>■海岸の管理</p> <p>良好な触れ合い環境の場として、吉の浦公園地先海岸(中城村)やあざまサンサンビーチ(南城市)などを、各市町村等の協力を得て管理を行います。</p> <p>■人工護岸・消波ブロックの撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の消波ブロックの中には、防波等の役目を終えているものがあり、現状では、親水性が阻害されています。 人工護岸と消波ブロックの隙間に、不法投棄されたゴミや漂着ゴミが堆積し、環境が悪化しています。 <p>以上のことから、防波等の役目を終えて不要になった人工護岸・消波ブロックを可能な限り撤去していきます。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>										

NO.31	良好な触れ合い環境の観点										
対策項目	魅力の向上										
アクションプラン名	中城湾港沿岸施設の整備・管理										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港湾課 中部土木 海岸防災課 南部土木 (海岸防災課)					(計画調整課)			産業観光課 都市整備課	まちづくり 課	施設管理 課
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■沖縄市泡瀬地区（人工島）</p> <p>延長約 900m の人工海浜（ビーチ）の整備は、利用目的別に①生物に配慮したエリア、②生物と触れ合い学習するエリア、③人が安らぎくつろげるエリア、④人が遊ぶためのエリアの 4 つのゾーンに分けて行い、人の利用とオカヤドカリ等の生息環境の共存を図ります。</p> <p>背後の大規模な緑地についても、ビーチと一体となった面整備を検討しています。</p> <p>■マリンタウン（西原・与那原地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 4 月に「あがりティード公園」を供用開始しました。また、平成 25 年度には与那原地区の「マリンタウン東浜公園」の供用を開始しています。 平成 19 年 4 月に新たな人工海浜「きらきらビーチ」を供用開始しました。 平成 28 年 7 月 10 日に与那原マリーナの供用が開始されました。 <p>■あざまサンサンビーチ（南城市）</p> <p>トイレはもちろん、水際までユニバーサルデザインに配慮しています。</p>										



NO.32	良好な触れ合い環境の観点										
対策項目	魅力の向上										
アクションプラン名	生物観察場の整備										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港湾課 中部土木					(計画調整課)	住民生活課			生活環境安全課	
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■野鳥園の整備</p> <p>中城湾港に渡来する野鳥を観察できる野鳥園を整備します。その際、採餌場や休息の場と連続するように配慮します。</p> <p>■その他生物観察場の整備</p> <p>河川改修の際にビオトープをつくったり、護岸改修の際に生物観察に配慮したり、事業と併せた観察場の整備を進めます。</p>										


NO.33	良好な触れ合い環境の観点										
対策項目	魅力の向上										
アクションプラン名	利用可能場所についての広報										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港 湾 課						農 林 水 産 課				
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■景勝地の紹介（「とるば」の活用）</p> <p>関係市町村の協力を得て、中城湾港沿岸の景勝地を積極的に紹介します。また、国土交通省において推進している「とるば」を普及していきます。</p> <div style="text-align: center;">  <p>南城市知念体育館駐車場からの中城湾港の景色</p> </div> <p>※「とるば」とは ⇒ 撮る・パークングのことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全な駐車場と、そこから歩いていける撮影スポットのセットです。 ● 投稿された情報を、ホームページ等で紹介しながら地域の活性化につなげます。 ● 迷惑駐車や迷走運転の防止、渋滞・交通事故の減少も期待されます。 <p>■利活用ポイントの紹介</p> <p>市町村のホームページ等で、中城湾港における利用可能な場所を紹介いたします。さらに、マナーや利用のルールについても示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 潮干狩りやアーサ採りができる場所。 ● 生物観察ができる場所。 ● レジャー施設（ユニバーサルデザインの情報を含む）。 										

NO.34	良好な触れ合い環境の観点											
対策項目	環境美化											
アクションプラン名	清掃活動の実施											
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成											
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村							
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄 市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市	
	(海岸防災課)	環境整備課	/	中部農林 (農地農村 整備課)	環境課	計画調整課	住民生活課 (教育総務課)	住民生活課	生活環境 安全課	都市整備課	生活環境 安全課 まちづくり課	田園整備課 施設管理課
	港湾課 中部土木 (海岸防災課)	環境整備課	/	中部農林 南部農林	環境課	計画調整課	農林水産課	産業振興課	産業観光課	都市整備課	生活環境 安全課 まちづくり課	田園整備課 施設管理課
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■地域団体が主体となって実施する環境美化活動の促進</p> <p>県では、県、市町村及び民間団体が構成する「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」を主体として、全県一斉清掃を実施しています。</p> <p>この活動は、夏季及び年末に実施期間・清掃日を定め、会員に対し呼び掛けて住民の環境美化意識を高めます。</p> <p>また、「沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）」が運営する「まるごと沖縄クリーンビーチ」等の清掃活動に対して、必要な支援を行っていきます。</p> <p>■海岸防災課の取り組み</p> <p>国土交通省河川局及び港湾局並びに各都道府県が主催者として、毎年7月を海岸愛護月間と定め各地区海岸の清掃及び海岸愛護の啓発を行います。海岸施設は、地元市町村も一体となって良好な維持管理を構築していく必要があることから、意識向上を図る目的も期待できます。</p> <p>■市町村の取り組み</p> <p>各市町村において、「環境美化の日」や「クリーンデー」を定めたり、地域のNPOと協力したりして清掃活動を行っています。</p> <p>また、他のイベントと共催で清掃活動も行っていきます。</p> <p>■アダプト・プログラムの活用</p> <p>アダプト・プログラム（一定区画の公共の場所を住民等が美化を行い、行政がこれを支援する制度）を活用することにより、地域住民の自主的な清掃活動を促します。</p> <p>（関連WEBサイト http://www.kankyobika.or.jp/adopt/adopt-program）</p>											


NO.35	良好な触れ合い環境の観点										
対策項目	環境美化										
アクションプラン名	不法投棄対策の実施										
段階	□ 今後検討 □ 計画中 □ 実施中 □ 実績あり □ 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
		環境整備課	中部保健所 南部保健所	南部農林 中部農林	環境課	環境課 農林水産課 農林水産課	住民生活課	住民生活課	生活環境安全課 産業観光課	生活環境安全課	生活環境課
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■不法投棄パトロール</p> <p>良好な海岸空間を保つため、海浜等での廃棄物の不法投棄が生じないように、定期的な海岸巡視・監視パトロールを実施していきます。</p> <p>■不法投棄の報告受付</p> <p>地域住民からの不法投棄の報告・苦情などに対応し、廃棄物の適正な処理の指導を行います。</p> <p>■不法投棄禁止の看板設置</p> <p>不法投棄が起りやすい場所などに看板を設置し、不法投棄を防止します。</p> <p>■不法投棄に対する監視組織の結成</p> <p>沖縄県は、平成6年度から、産業廃棄物の不適正処理の防止及び不法投棄の防止並びにこれらの事犯に迅速かつ的確な対応を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし、警察本部、第十一管区海上保安本部、一般社団法人沖縄県産業資源循環協会等、関係する9組織・団体で構成される「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置しました。</p> <p>また、平成16年度から県警OBを沖縄県廃棄物監視指導員として各保健所に配置し、同様に平成22年度から県警OBを不法投棄監視員（令和元年度に廃棄物不法投棄監視員に統合）として保健所に配置するなど、監視体制を強化しています。</p> <p>さらに、各保健所に設置された「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を活用し、市町村、県警等関係機関との情報交換や合同パトロールを実施するなど連携を強化しています。</p>										

NO.36	良好な触れ合い環境の観点										
対策項目	環境美化										
アクションプラン名	クリーン指導員等の設置										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	/	/	/	/	環 境 課	環 境 課	住 民 生 活 課	住 民 生 活 課	生 活 環 境 安 全 課	生 活 環 境 安 全 課	生 活 環 境 課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■クリーン指導員（環境クリーン指導員）の設置</p> <p>各市町村では、クリーン指導員等を設置し、ごみの不法投棄防止や環境美化に対する意識啓発活動に取り組んでおり、今後もこの活動を継続させていきます。</p> <p><クリーン指導員等の仕事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に報告書を各市町村に提出しなければならない。 (しかし、緊急を要する場合は、随時報告を受け付けている。) <p><クリーン指導員等の規則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、各市町村の要綱に基づくものである。 ・自治会等の推薦や、一般公募により選出される。 ・基本的に再任は妨げないものとしている。 ・クリーン指導員証等を携帯しなければならない。 ・報酬は、各市町村の規定による(数千円程度)。 <p><クリーン指導員等の問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともとはごみの分別の徹底のために設置していたが、その役割が次第に薄れ、活動が低迷している市町村がある。 ・制度に参加してくれる人材が足りない(定員割れしている。) 										

NO.37	良好な触れ合い環境の観点											
対策項目	海岸の安全管理											
アクションプラン名	安全措置											
段階	今後検討	計画中	実施中	実績あり	実績あり	実績あり	実績あり	実績あり	実績あり	実績あり	実績あり	実績あり
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村							
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市	
	(海岸防災課)			中部農林 (農地農村 整備課)				都市建設課	産業観光課 都市整備課	まちづくり課	(田園整備課)	
	(海岸防災課)			南部農林							施設管理課	
内容・実施例 ■：過年度からの内容 ■：更新した内容	<p>■海岸巡視</p> <p>年間を通して、不法占用等が生じないように、定期的に海岸巡視を行います。</p> <p>(例) 夏場におけるビーチ用品レンタル事業者による不法占用など</p> <p>■崩壊した護岸等の改修</p> <p>既設または老朽化した護岸等の改修を行い、安全性を高めます。</p>											

NO.38	共通の観点										
対策項目	環境学習										
アクションプラン名	環境学習の実施・支援										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	(港湾課) 中部土木 (港湾課)	環境保全課 環境再生課	/	/	/	計画調整課	/	住民生活課 都市建設課	生活環境 安全課 教育総務課	生活環境 安全課	生活環境課 教育指導課
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■海</p> <p>干潟観察会、野鳥観察会、漂着ゴミのルーツ調査等を実施します。</p> <p>■河川</p> <p>川の水質・水生生物を調査することで、地元の川の現状を知って川に親しみ、環境保全に関心をもたせることを目的とします。</p> <p>参加者は地域の子ども会、サークル又はボーイスカウト等の団体となっており、それらの団体より参加希望者によって結成されたこどもエコクラブ等の事業として行っています。</p> <p>■環境教育プログラムの利活用</p> <p>沖縄の特色を活かした指導者用教材「おきなわ環境教育プログラム集」を利活用することで、中城湾周辺環境の様子を系統立てて学習及び理解することが可能になります。</p> <p>また、関係市町村のNPO団体等において、体験型の環境教育等を通して環境教育を実施し、中城湾全体における環境の様子を知ることで、干潟やそこに生育・生息する生物の重要性や問題点等への関心、中城湾周辺環境への理解が深まることできると期待できます。</p> <p>以上のことより、環境教育プログラムを活用したプログラムの実施支援を行い、地域住民への普及促進を図ります。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: right;">出典) 沖縄県環境部環境再生課ホームページ</p>										

NO.39	共通の観点										
対策項目	興味・関心の高揚										
アクションプラン名	イベントの実施・支援										
段階	今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港湾課 中部土木			(水産課)	環境課	計画調整課	(教育総務課)	都市建設課	生活環境 安全課	生活環境 安全課 まちづくり課	生活環境課
	港湾課		(水産課)			住民生活課					
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■植樹祭の開催</p> <p>各地域において、植樹祭を行います。併せて、浄化センターの見学会や子供たちによる水質調査等を行い、大人も子供も参加でき、水質改善への意識を向上してもらえるようなイベントとします。</p>  <p>■環境学習パネル展の開催</p> <p>環境学習の実施状況や市町村の取り組みを紹介します。また、生物や周辺環境の現状を展示することで人間生活が環境へどういった影響を与えているかを認識させ、環境保全の啓発を図ります。</p>  <p>■海の日イベントの実施</p> <p>沖縄市東部海浜開発事業を市民・県民に対して広くPRし、事業の魅力を伝え、完成後のまちづくりに期待を高めていくための取り組みとして、イベント等を活用した効果的なPRを行い、事業の周知を図ります。</p> 										
	出典) 沖縄県土木建築部港湾課										

NO.40	共通の観点										
対策項目	興味・関心の高揚										
アクションプラン名	情報の公開・配信										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課	港湾課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■ホームページでの情報公開</p> <p>関係行政機関のホームページで、現在のアクションプランの進捗状況やイベントの内容、関連組織へのリンクなどを掲載し、地域住民が利用しやすい工夫をします。</p>  <p>■広報誌による情報配信</p> <p>広報誌に、アクションプランの取り組み状況を掲載することで、地域住民の意識向上を図ります。</p> <p>■パンフレットの作成</p> <p>個々の取り組みについて、パンフレットやリーフレットを作成し、イベントなどで配布する等により、地域住民の環境保全への意識向上を図ります。</p>										

NO.41	共通の観点										
対策項目	情報の収集										
アクションプラン名	水質・生物等の調査・監視										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療 部	農林 水産 部	うる ま市	沖 縄 市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港 湾 課 中 部 土 木	環 境 保 全 課	中 部 保 健 所 南 部 保 健 所	漁 港 漁 場 課	下 水 道 課 環 境 課	下 水 道 課 環 境 課	住 民 生 活 課	上 下 水 道 課 都 市 建 設 課	生 活 環 境 安 全 課 上 下 水 道 課	生 活 環 境 安 全 課	下 水 道 課
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■ 公共用水域水質測定</p> <p>沖縄県環境部環境保全課では、毎年公共用水域での水質調査を行なっています。「中城湾港港湾環境保全計画」では、この水質測定結果を活用し、計画を推進していきます。</p> <div style="text-align: center;"> <p>中城湾港における COD 値の推移</p> </div> <p>■ その他の水域における水質・生物調査</p> <p>公共用水域以外の事業場等で水質調査を実施し、排水の分析を行っています。</p> <p>また、「中城湾港港湾環境保全計画」で定めた、中城湾港における特有な生物の監視調査を行い、環境監視に役立てます。</p>										

NO.42	共通の観点										
対策項目	情報の収集										
アクションプラン名	事業に伴う監視調査の実施										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：()は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港 湾 課 中 部 土 木 南 部 土 木 (海岸防災課)	/	/	/	/	(計画調整課)	住 民 生 活 課	都 市 建 設 課	生 活 環 境 安 全 課	/	生 活 環 境 課
	南 部 土 木 (海岸防災課)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
内容・実施例 ■ : 過年度からの内容 ■ : 更新した内容	<p>■環境監視調査</p> <p>各事業の実施に当たっては、環境に配慮しつつ進めることとしており、専門家等の指導・助言を得つつ慎重に進めることとしています。</p> <p>なお、調査結果は、「中城湾港港湾環境保全計画」の環境監視に活用します。</p>										

NO.43	共通の観点										
対策項目	関連機関との連携										
アクションプラン名	行政間の連携										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 <small>注：（ ）は 関係部署を示す</small>	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木 建築部	環境 部	保健 医療部	農林 水産部	うる ま市	沖 縄市	北 中 城 村	中 城 村	西 原 町	与 那 原 町	南 城 市
	港 湾課	/	/	/	/	計 画 調 整 課	住 民 生 活 課	都 市 建 設 課	生 活 環 境 安 全 課 産 業 観 光 課 都 市 整 備 課	生 活 環 境 安 全 課	下 水 道 課
内容・実施例 ■ ：過年度からの内容 ■ ：更新した内容	<p>■会議等による連携</p> <p>沖縄県及び沿岸7市町村やその他の関係行政機関との連携はもとより、「中城湾港港湾環境保全計画報告検討会」をはじめとする以下の委員会や協議会等でも行政間の連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中城湾港港湾環境保全計画報告検討会 (H19～H28、H30～) ● 中城湾港（泡瀬地区）環境保全・創造検討委員会 (H15～) ● 比屋根湿地・泡瀬地区海岸整備専門部会 (H16～H19) ● 比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会 (H19～H27) ● 泡瀬地区環境利用学習推進連絡会 (H17～) ● 中城湾港（西原与那原地区）水路内環境保全協議会 (H13～) ● 中城湾全体におけるトカゲハゼ保全対策報告検討会 (R1) <p>その他各種委員会・協議会等。</p>										

NO.44	共通の観点										
対策項目	関連機関との連携										
アクションプラン名	自治会やNPO等との連携										
段階	 今後検討 計画中 実施中 実績あり 目標達成										
担当部署 注：（ ）は 関係部署を示す	沖縄県				沿岸7市町村						
	土木建築部	環境部	保健医療部	農林水産部	うるま市	沖縄市	北中城村	中城村	西原町	与那原町	南城市
	港湾課					計画調整課	住民生活課	都市建設課	生活環境安全課	生活環境安全課	
内容・実施例	<p>■多種多様な主体の連携</p> <p>行政だけでなく、地元で活動する自治会やNPO等を中心に、地域住民の方々など中城湾港に関わる多種多様な主体と連携して計画を推進していきます。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">中城湾港環境保全対策報告検討会</p> <p style="text-align: center;">行政 ●沖縄県 ●うるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南城市</p> <p style="text-align: center;">学識経験者 地域住民</p> <p style="text-align: center;">中城湾港港湾環境保全計画</p> <p style="text-align: center;">NPO 事業者</p> <p style="text-align: right;"> 中城湾港（泡瀬地区）環境保全・創造検討委員会 比屋根湿地・泡瀬地区海岸整備専門部会 比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善推進協議会 泡瀬地区環境利用学習推進連絡会 中城湾港（西原与那原地区）水路内環境保全協議会（MTP） その他適宜追加 </p> </div>										

**中城湾港港湾環境保全計画に関する
アクションプラン
【令和3年度版】**

令和5年6月 策定

編集・発行 沖縄県

代表部署 沖縄県土木建築部港湾課

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

電話：(098) 866-2395

【裏表紙写真】

南城市知念岬公園より中城湾港を臨む（左奥は勝連半島、右奥は津堅島）

